

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮城県
3. 市区町村名	大崎市
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/19,19778,152,html

執行機関名 大崎市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第九の項 大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>母子家庭、父子家庭又は父母のいない児童が養育を受けている家庭(以下「母子・父子家庭」という。)</u> の医療費の一部を助成することにより、母子・父子家庭の適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、もって母子・父子家庭の <u>福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号) 大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年3月31日規則第99号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号)第3条第1項, 第2項第1号から第7号
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	助成対象者に対する医療費の受給資格の事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号)第3条第2項第4号から第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号)第3条第2項第4号から第7号
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	助成対象者に対する医療費の受給資格の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 2 号 イ	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号)第3条第2項第4号から第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号)第5条第3項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務	助成対象者に対する医療費の受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	大崎市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(平成18年3月31日条例第161号)第3条第2項第4号から第7号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--